

京都市上下水道局専決規程の一部を改正する規程を公布する。

平成25年6月28日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 水田 雅博

京都市上下水道局管理規程第4号

京都市上下水道局専決規程の一部を改正する規程

京都市上下水道局専決規程の一部を次のように改正する。

第1条中「，給水区域再編担当課長」を削る。

別表第1中「，京北分室担当課長及び給水区域再編担当課長」を「及び京北分室担当課長」に改める。

別表第2 給水課長の項中第3号の次に次の1号を加える。

(4) 給水管減径工事利子補給金の交付に関する事。

附 則

この規程は、平成25年7月1日から施行する。

(上下水道局総務部職員課)